平成２３年（再ロ）第３号
沖縄県那覇市楚辺１丁目１番31号城岳ハイツ３－Ｃ
再生債務者　屋比久　治
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月６日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月18日から平成23年５月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０１６２号
埼玉県富士見市ふじみ野東１－２－３―402
再生債務者　野田　肇
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月20日まで
平成23年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第５号
長崎県大村市徳泉川内町558番地１
再生債務者　荒木　光一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月20日まで
平成23年４月６日　長崎地方裁判所大村支部

平成２２年（再ロ）第２８号
埼玉県川口市芝新町13番10―301号　タウンヒルズしば
再生債務者　大塚　徹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月28日まで
平成23年４月７日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第７号
岡山県総社市西郡878番地１
再生債務者　守安　義友
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月28日まで
平成23年４月７日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２２年（再ロ）第９２号
大阪府交野市妙見東３丁目３番18号
再生債務者　ホビーナこと　中井佐久子（旧姓谷元）
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月６日まで
平成23年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２４号
堺市東区野尻町54番地13
再生債務者　紀　浩子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１０４号
大阪市生野区田島１丁目９番24号
再生債務者　佐野禎咫子こと　玄　照子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１６号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目129番地３　１階
再生債務者　儀間　秀男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月５日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第１号
石川県小松市瀬領町カ１番地５
再生債務者　松井　寿夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月６日　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（再ロ）第１０１３７号
埼玉県さいたま市浦和区針ケ谷４－６―18―408
再生債務者　山田　明司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２６号
堺市南区茶山台２丁１番１―103号
再生債務者　梅見　芳男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月６日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１８号
沖縄県那覇市小禄４丁目４番地２　ライオンズステージ小禄南507
再生債務者　川上美代子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月６日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第７号
青森県五所川原市みどり町２丁目41番地　市営住宅26―６
再生債務者　山谷　茂樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月７日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号
島根県仁多郡奥出雲町上阿井3191番地12
再生債務者　坂本　文男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月７日　松江地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第８号
岡山県浅口市鴨方町深田2304番地
再生債務者　嶋村　武夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月７日　岡山地方裁判所倉敷支部

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年３月28日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年４月１日
外務省共済組合代表者
外務大臣　松本　剛明

第29条中「415,000円」を「475,000円」に改める。
第33条第１項の表中「3.63」を「5.03」に、「0.92」を「1.43」に、「7.26」を「10.06」に改め、同条第２項の表中「3.63」を「5.03」に改め、同条第３項中「1.41」を「1.52」に改める。
附則第４条の２を削る。

附　則

１　この変更は、平成23年４月１日から施行する。
２　施行日前に出産した組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法施行令の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。
３　変更後の第33条第１項から第３項までの規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。